

○名寄地区衛生施設事務組合負担金徴収条例

〔昭和41年3月1日〕
〔条例第1号〕

改正	昭和44年12月11日	条例第4号	昭和45年2月23日	条例第3号
	昭和46年2月1日	条例第5号	昭和52年2月28日	条例第3号
	昭和58年4月1日	条例第1号	昭和62年2月26日	条例第1号
	平成4年2月28日	条例第1号	平成8年2月28日	条例第3号
	平成11年3月4日	条例第4号		

(目的)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合同規約(昭和58年4月1日上振興第51号指令許可。以下「規約」という。)第13条による負担金の徴収は、この条例に定めるところによる。

(負担金の額及び計算)

第2条 負担金の額及び計算は、規約第13条の規定に基づき算出した額とする。

(納期)

第3条 負担金は、その年度分を4期に分割して徴収するものとし、その納期は次のとおりとする。

第1期 4月15日まで

第2期 7月15日まで

第3期 10月15日まで

第4期 1月15日まで

2 管理者において納期の変更を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(その他)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (昭和41年3月1日 条例第1号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年12月11日 条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年1月1日から適用する。

附 則 (昭和45年2月23日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度から適用する。

附 則 (昭和46年2月1日 条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年2月28日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年2月26日 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年2月28日 条例第1号)

第6類 財務 (名寄地区衛生施設事務組合負担金徴収条例)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年2月28日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月4日 条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。